

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外
国・地域による輸入規制に関する Q&A

農産物、加工食品及び飼料等に関する Q&A です。

農林水産省食料産業局輸出促進課

(2019 年 8 月 15 日現在)

目次

はじめに.....	1
用語集.....	1
1 総論.....	2
証明書の種類.....	2
輸出証明書の発行対象国.....	3
輸出証明書の申請受付窓口・発行機関.....	3
申請者.....	4
輸出証明書に関する事例.....	4
2 輸出証明書発給システムの利用.....	6
システム利用申請.....	6
利用申請書の作成方法.....	7
変更届出書の提出.....	9
IDの管理.....	9
システム利用開始.....	11
3 輸出証明書の申請手続.....	12
輸出証明書発行全般.....	12
申請方法等.....	13
輸出証明書の発行対象品目.....	14
4 システムによる輸出証明書申請の際の添付資料.....	16
確認項目及び確認書類.....	16
事務処理要領に定める確認書（別記様式2、別記様式3）.....	16
5 産地の考え方.....	19
産地証明書.....	19
生鮮食品.....	19
加工食品.....	19
加工食品の原料の考え方.....	20
6 放射性物質検査.....	22
放射性物質検査証明書.....	22
分析機関.....	23
サンプリング・ロット.....	23
7 国別事項.....	24
7-1 中国.....	24
7-2 香港.....	27
7-3 マカオ.....	31
7-4 台湾.....	32
7-5 韓国.....	34
7-6 シンガポール.....	36

7-7	EU等	38
7-8	アラブ首長国連邦（アブダビ、ドバイ）	40
7-9	レバノン	41
7-10	エジプト	42
7-11	モロッコ	43

はじめに

本 Q&A は、農産物、加工食品及び飼料等に関するものです。

水産物及び酒類については、それぞれ以下の所管省庁によるホームページを確認してください。

水産物

水産物輸出に係る手続きについて（水産庁ホームページ）

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html>

酒類

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/sake/index.htm>

用語集

本 Q&A で使用する用語は以下のとおりです。

- ・（輸出先等としての）**国**・・・国及び地域。
- ・**検査報告書**・・・指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書。
- ・**システム**・・・輸出証明書発給システム。
- ・**事務処理要領**・・・輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領。
- ・**審査拠点**・・・輸出証明書の審査を行う地方農政局等。
- ・**地方農政局等**・・・地方農政局（特定の農政局都府県拠点を含む）、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局。
- ・**輸出証明書**・・・放射性物質に関して農林水産省が発行する証明書（日付証明書、産地証明書、放射性物質検査証明書、輸出事業者証明書）。
- ・**利用申請先**・・・システムを利用するための申請書類の提出先（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局）。
- ・**EU 等**・・・EU 及び EFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）。

1 総論

証明書の種類

1-1 日付証明書とはどのようなものですか。

輸出される食品等に対して、平成23年3月11日より前に生産・加工されたことを政府機関が証明します。

1-2 産地証明書とはどのようなものですか。

輸出される食品等に対して、輸出先国の規制する都道府県以外で生産・加工等されたことを政府機関が証明します。

1-3 放射性物質検査証明書とはどのようなものですか。

輸出される食品に対して、指定検査機関が放射性物質検査を行い、その検査報告書に基づいて、政府機関が輸出先国の放射性物質基準値を超えていないことを証明します。

1-4 輸出事業者証明書とはどのようなものですか。

香港向けの輸出事業者が、我が国及び香港の放射線防護に係る関係法令、我が国の原産地表示に係る関係法令、我が国から香港への輸出取引に係る我が国及び香港の関係法令を遵守し、かつ香港に輸出しようとする食品等が我が国で一般的に販売しうる食品等であることを政府機関が証明します。

1-5 農林水産省が発行する産地証明書の代わりとなる証明書はありますか。

一部の国では、商工会議所が発行するサイン証明書、原産地証明書が産地証明書として認められています。

1-6 商工会議所が発行するサイン証明書とはどのようなものですか。

商工会議所発行のサイン証明書は、申請者が書類上に肉筆で自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同様であることを証明することにより、その書類が署名者によって正規に作成されたものであることを証明するものです。

1-7 商工会議所が発行する原産地証明書とはどのようなものですか。

各地の商工会議所が発給する、原産地を証明する証明書です。原則、原産地証明書で証明する産地は国レベルとなっていますが、各国・地域の輸入規制においては都道府県等のレベルの産地の証明が求められています。一部商工会議所においては、原産地証明書に都道府県名等の産地を記載することを認めていないケースや、取扱いをしていないケースがありますので、詳細は地域の商工会議所にお問合せください。

1-8 輸出証明書以外の輸出に関する問合せは、どこにすればいいのでしょうか。

農林水産省ホームページ（以下の URL）で農林水産物・食品の輸出に関する相談の受付窓口を、分野別・品目別に紹介しています。

農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口について

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/index.html

輸出証明書の発行対象国

1-9 輸出証明書はどの国に対して発行することができますか。

地方農政局等が輸出証明書を発行できる国については、農林水産省ホームページ掲載の事務処理要領の別紙1「国又は地域別の交付対象証明区分について」及び別紙5「輸出事業者証明の申請書類について」を確認してください。

（別紙1 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att1.pdf）

（別紙5 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att5.pdf）

1-10 「諸外国・地域の規制措置」（PDF ファイル）に記載のない国については、輸出証明書は必要ありませんか。

記載のない国は、現時点で、相手国政府から原発事故に伴う放射性物質に関する輸入規制について通報がない国です。

しかし、輸出に際しては、必ず輸入事業者を通じる等して相手国に最新情報を確認してください。また、確認の結果、新たに輸出証明書が要、又は不要である情報を得た場合は、農水省食料産業局輸出促進課（電話 03-6744-2061）まで連絡してください。

輸出証明書の申請受付窓口・発行機関

1-11 輸出証明書の取得には、どのような手続が必要ですか。

インターネットを使用したシステムを用いて、地方農政局等の窓口に輸出証明書の発行を申請します。

申請に先立ち、システムの利用申請等の手続が必要です。詳しくは農林水産省ホームページ（以下の URL）を確認してください。

放射性物質規制に係る食品等の輸出証明書のインターネット申請手続き

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

1-12 輸出する品目によって、輸出証明書を発行する機関は異なりますか。

農産物、加工食品及び飼料等については、地方農政局等が輸出証明書を発行しています。水産物は、水産庁及び一部の都道府県、酒類は国税庁（地方国税局）が証明書を発行しています。申請手続については、輸出する品目によりそれぞれの所管省庁の申請窓口を確認してください。

諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧（農林水産省ホームページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/syoumei_mado.pdf

水産物輸出に係る手続について（水産庁ホームページ）

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html>

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinohon/sake/index.htm>

1-13 食品と水産物や酒類を混載して輸出する場合、輸出証明書を発行する機関はどうなりますか。

国・品目によっては、申請内容をまとめて輸出証明書を発行する対応が可能ですが、輸出先国によっては、通関の際にトラブルが発生する可能性があるため、予め輸入事業者等を通じて輸出先国に確認するとともに、事前に地方農政局等に相談してください。

1-14 輸出証明書の発行に手数料等は必要ですか。

政府機関による輸出証明書の発行は無料です。

ただし、郵送による交付を希望する場合は、必要な額の切手を貼り付けた返信用封筒を、審査拠点に提出していただくこととなります。提出方法については、事前に審査拠点に確認してください。

申請者

1-15 輸出証明書の申請は誰でもできますか。

申請者は、食品等を輸出しようとする者であり、インボイス、B/L、AWB に輸出者として記載がある者です。また、その代理人が申請者から委任を受けている場合は、輸出証明書の申請手続をすることも可能です。

1-16 輸出証明書の申請者に、代行業者や外国企業も入りますか。

代行業者等であっても、自身が輸出する場合には申請者となり得ます。申請者の代理人として申請行為を行うこともあり得ます。日本国内に所在する外国企業は、申請者となり得ますが、日本国外に所在する企業が輸出事業者として申請する場合は、日本国内に事務所を有する代理人に委任して申請する必要があります。

輸出証明書に関する事例

1-17 輸出証明書を要求している国に、見本市等に出展するため持ち込む場合、小包での送付やハンドキャリーで持ち込む場合でも輸出証明書の添付は必要ですか。

商業目的で食品を輸出する際は、輸出証明書の添付が必要となります。個人消費の目的で小包やハンドキャリーで持ち込む場合でも、国によっては輸入規制が適用されることがありますので注意してください。

小包やハンドキャリーの場合の輸出証明書の申請方法については、[本 Q&A の 3-6](#) 及び農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

1-18 輸出証明書を要求している国に、個人消費の目的で貨物を輸出する場合、輸出証明書の添付は必要ですか。

個人用貨物に係る原発事故に起因する規制について、韓国、シンガポール、ブルネイ、仏領ポリネシア及び EU 等への輸出には、輸出証明書が不要です。ただし、EU 等については条件があるので駐日欧州連合代表部に確認してください。

その他の国は、輸出証明書の要否を明示していません。詳細については、貨物の受取り者を通じて輸出先国に確認してください。

1-19 外国で製造された製品を日本に輸入し、輸出証明書を要求している国に再輸出する場合、輸出証明書の添付は必要ですか。

輸出先国によっては、外国で製造された製品であっても、日本の港を経由したことを理由に、輸出証明書の添付を求められることがあります。これまでも、相手国当局の求めに応じて、申請があった場合は、外国産の製品であっても産地証明書等を発行しています。

なお、輸入品に不備がある等の理由によりシップバックする等の積み戻しの場合も同様な対応を行いますので、輸出証明書の添付を求められた際には地方農政局等に相談してください。

1-20 輸出先国の税関において、産地証明書でよいとされている（あるいは、いずれの輸出証明書も不要である）輸出品に対し、放射性物質検査証明書等の他の書類の提出を求められた場合、どのように対処すればよいですか。

輸出先国によっては、現場の検査官まで自国の輸入規制の内容が周知されていない場合があります。輸出先国の輸入規制措置の内容や規則を輸入事業者等から検査官に示し、説明することが必要です。検査官へ説明しても通関が認められない場合には、産地証明書等を発行した地方農政局等又は食料産業局輸出促進課へ連絡してください。

2 輸出証明書発給システムの利用

システム利用申請

2-1 システムを使用したいが、どこにありますか。

システムを使用するためには、事前に書面による利用申請手続が必要です。手続後、システムに接続するアドレス等をメールでお知らせします。

2-2 利用申請手続に必要な書類を教えてください。

輸出事業者（申請者）が事務処理要領の別紙3の様式1「輸出証明書発行システム利用誓約書兼申請書」（以下「利用申請書」という。）を作成してください。

なお、輸出事業者が輸出証明書の申請手続を第三者に委託する場合、事務処理要領の別紙3の様式2「委任状」（以下「システム利用に係る委任状」という。）を作成し、利用申請書に添付してください。

また、システムを利用する者の確認書類として、法人は履歴事項全部証明書の写し（6か月以内）、任意団体は定款等の規約及び会員名簿、個人は写真が付されている公的証明書等の写しをあわせて提出してください。この際、輸出事業者が第三者に輸出証明書の発行手続を委託する場合は、委託先の事業者の履歴事項全部証明書等を提出し、輸出事業者のものは不要です。

※利用申請書、システム利用に係る委任状の様式は、農林水産省ホームページから入手してください。

放射性物質規制に係る食品等の輸出証明書のインターネット申請手続き

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

2-3 履歴事項全部証明書は、どこで入手できますか。

最寄りの法務局で入手できます（有料）。なお、利用申請書に添付するものは、その写しで構いません。

また、6ヶ月以内に発行されたもので、内容に変更がないものの写しであれば添付資料として使用できますので、社内の管理部門等に有無を確認することをおすすめします。

2-4 利用申請書等の提出方法を教えてください。

各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局のいずれかで受け付けています。最寄りの地方農政局等に必要書類を持参又は送付してください。

2-5 利用申請してからIDが付与されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

通常、審査・登録に1～2週間の期間を要しておりますが、そのときの地方農政局等の審査件数等の状況に左右されますので、利用申請先に目安をお問合せください。

2-6 輸出事業者（申請者）以外の者が利用申請書等を提出することは認められますか。

利用申請書等の内容に不備がなく、必要書類が揃っていれば、委託先の事業者を通じて提出することも可能です。

2-7 都道府県等の地方公共団体がシステムの利用申請を行う場合、書類は何を提出すればよいですか。

添付書類の履歴事項全部証明書等はシステム利用者の存在を確認するための書類です。地方公共団体は公の機関であり、存在を確認する必要はありませんが、地方公共団体自らがシステムを使用して輸出証明書の発行を申請するために利用申請を行うことを担保するものとして、申請する旨を記載した公文書（様式は任意）とともに利用申請書を提出してください。

利用申請書の作成方法

2-8 委託先の事業者を申請者として、利用申請書を作成することは可能ですか。

事務処理要領の別紙3の利用申請書、システム利用に係る委任状、様式3「輸出証明書発行システム登録事項変更届出書」（以下「変更届出書」という。）、様式4「輸出証明書発行システム利用登録抹消届出書」の申請者は、輸出事業者（インボイス等に輸出者として記載される事業者）のみであり、輸出証明書申請事務の委託先事業者は認められません。

2-9 利用申請書等の宛名が「農林水産省食料産業局輸出促進課長」となっているが、提出先の地方農政局等宛てに変更する必要がありますか。

宛名は変更せずに地方農政局等に提出してください。

2-10 申請者の代表者として、代表権がある者以外の者は認められますか。

輸出業務の責任者等で当該業務の決裁権を有する者（例：部長等）であれば、認められます。その際には役職を併記してください。

2-11 利用申請書等に押す印は、担当者の私印で構いませんか。

個人での申請を除き、私印は認められません。事業者の印（会社印等）を押印してください。

2-12 委託先事業者の押印は必要ですか。

委託先事業者から履歴事項全部証明書の写しを提出していただき、所在等を確認していることから委託先事業者の押印は不要です。

また、システムを使用した輸出証明書発行申請においては、ID、パスワードが押印に代わり委託先事業者であることを担保することになります。

2-13 申請者自身と委託先事業者の両方でシステムを利用する際の利用申請書の作成方法を教えてください。

利用申請書の記の2の委託の有無を「有」にし、委託先の事業者名等を記載してください。3のシステム利用者には、申請者自身及び委託先事業者の利用者を記載してください。その際には申請者と委託先の利用者が区別できるようにしてください。

2-14 委託先が複数ありますが、利用申請書の作成方法を教えてください。

利用申請書の記の2に委託先を列記し、3のシステム利用者も列記してください。その際には委託先の各事業者と利用者が結びつくようにしてください。なお、委託先が多数に及ぶ場合は、別紙で整理したものを利用申請書に添付しても構いません。

2-15 システム利用者の主たる利用者には、どのような者を記載すればよいですか。

輸出証明書の発行等について、地方農政局等からの問合せを行う際に窓口となる者を記載してください。申請業務の責任者が適当と考えられます。

2-16 「証明書受領場所」欄はどのように記載すればよいですか。

農林水産省の機関（地方農政局等）及び一部の卸売市場等のうち、申請者又は委託先事業者が輸出証明書を受取るのに都合が良い場所を選択してください。なお、受領場所は、輸出証明書の発行申請ごとに変更可能です。

受領場所の詳細は以下のページから確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/juryo_kikan.pdf

2-17 本社とは別の場所にある事業所で輸出業務を行っていますが、利用申請書の申請者（利用申請書の右肩の申請者欄に記入する者）は誰になりますか。

本社で行う業務を単に事業所を利用して行っている場合、申請者欄には履歴事項全部証明書で確認できる本社の住所等を記載します。

一方、各事業所がそれぞれ独自に輸出業務を行っており、事業所ごとに利用申請を行う方が合理的な場合は、事業所の名称等を記載することも可能です。（輸出事業者の個々の事情に応じて、申請者を誰にするか判断しますので、事前に利用申請先にお問合せください。）

また、上記に関わらず、インボイス等に記載されている名称・住所と、利用申請書の記の1の事業者名・所在地（輸出証明書に記載される名称・住所）は一致させることが必要です。

なお、本社以外の事業所の名称等を利用申請書の申請者欄又は記の1に記載する場合は、当該事業所の所在が確認できるものを履歴事項全部証明書に添付してください。

2-18 例えば某企業の東京支社を委託先事業者として、同じ企業内の大阪支社の社員をシステムの利用者として登録できますか。

この場合、本社を委託先事業者とすることが望ましいですが、同一の法人に属する者で、直接又は間接的に当該業務について管理が及ぶ者であれば他の支社の社員を登録することは可能です。なお、法人格が異なるグループ企業の社員は管理が及ぶ者であっても登録できません。

変更届出書の提出

2-19 委託先事業者を追加する場合、利用申請書を改めて提出すればよいですか。

利用申請書では委託先事業者の追加ということが分かりませんので、変更届出書を使用してください。

変更届出書の2から4の変更後の欄に追加する委託先事業者、システム利用者、輸出証明書の受領場所を記載し、提出してください。

その際、システム利用に係る委任状及び委託先事業者の履歴事項全部証明書等の写しを添付してください。

※変更届出書の様式は以下のページから入手してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

2-20 システム利用者が変わりますが、IDを変更する必要がありますか。

同じIDを使用することは、前任のシステム利用者がそのままログインできる状況が残り、セキュリティ上の問題が生じるため、新たなIDの付与を受ける必要があります。

なお、システム利用に関する変更が生じた場合、輸出事業者は変更届出書を提出する必要があります。

2-21 変更届出書の提出先はどこですか。

システムの利用申請手続を行った地方農政局等に提出してください。

IDの管理

2-22 付与されるユーザーIDは1つですか。

複数の輸出事業者から委託を受けている者は、複数のユーザーIDが付与されることとなります。

ただし、委託先事業者の選択により、1つのユーザーIDで複数の輸出事業者の証明書発行申請を行うことも可能としていますので、利用申請書等の欄外に「1つのユーザーIDでシステムを利用する」旨を記載してください。

※1つのユーザーIDでシステムを利用する場合、システム上に委託を受けている全ての輸出事業者名が表示されることに留意してください。

2-23 委託元の輸出事業者でもシステムが操作できるよう、委託先事業者に付与されたユーザーIDとパスワードを輸出事業者に知らせても良いですか。

ユーザーIDはシステムを利用する者を識別するために発行したものであり、パスワードはシステムにログインする者がユーザーIDを付与された者であるか確認するために必要なものです。したがって、ユーザーIDを付与されたシステム利用者は、輸出事業者を含め、他者に当該IDとパスワードを知らせてはいけません。他社に知られないよう十分に注意して管理してください。

2-24 ユーザーID（システムの利用登録）に有効期間はありますか。

利用登録の有効期間は、ユーザーIDの付与から3年間です。失効しますとシステムが利用できなくなりますので、有効期間内に再度利用申請を行ってください。

2-25 システムの利用登録の更新にはどのような手続が必要ですか。

システムを新規に利用する場合と同様の必要書類（[本Q&Aの2-2](#)を参照）を利用申請先に提出してください。なお、新規の利用申請と区別するため、利用申請書の右上に「更新用」と記載してください。

輸出証明書発給システム利用に係る更新手続きについて

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/shoumei_system-7_2.pdf

2-26 システムを利用するために必要なパソコンの利用環境はどのようなものですか。

システムの動作を保証するパソコンの環境は、下記の「システムを利用するための環境 (PDF)」を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/hakkyu_dousa_kankyo_170531.pdf

2-27 IDを取得したのでシステムを利用しようとしたが、ログイン画面が表示されません。

ブラウザ (Microsoft Internet Explorer 又は Microsoft Edge) の設定を変更する必要があります。詳しくは下記の「システム操作マニュアル基本編 (PDF)」を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/1803_system_manual.pdf

2-28 システムにログインできません。解決方法を教えてください。

システムの利用申請先に連絡し、状況を伝えてください。

2-29 ログインする際、ID 又はパスワードを誤って入力し、システムに入力できなくなりました。解決方法を教えてください。

ID 又はパスワードを5回誤って入力すると、システムがロックされ操作できなくなります。利用申請先に連絡してください。

3 輸出証明書の申請手続

輸出証明書発行全般

3-1 輸出証明書はどのくらいの期間で発行できるのですか。

申請を受理した日から起算して、概ね5営業日以内に発行するよう努めています。

ただし、申請内容の不備や添付書類（電子データ化されたもの）についての事実確認等が必要になる場合には、これ以上の時間を要する場合があります。

3-2 即日発行について、申請時に要請すれば対応してもらえますか。

発行については、基本的に「受理した日から概ね5営業日以内」としています。

ただし、収穫当日に空輸しなければ商品価値が失われるような生鮮品などで、申請者から貨物出港日の2日以上前までに仮申請があり、数量やAWB番号等、未定の項目を除く全ての必要事項が確認できたものについては、その商品の特性を踏まえ、他の申請者に優先した審査手続及び輸出証明書の発行を行います。

3-3 日本から第3国の経由地を利用して輸出国へ輸出される場合は、輸出証明書等はどうすればいいですか。【例：日本→米国→フランス】

最終的な輸先国への輸出ルート、製品数量など証明にあたって必要な情報がわかっており、輸出される貨物が第3国の経由地で加工されない場合には、輸出証明書を発行することが可能です。第3国を単なる経由ではなく、通関する場合でも、日本を出発する時点で、契約書等の客観的な書類から、最終輸出国向け貨物の内容(品目、梱包形態、数量等)及び最終輸出国内の目的地が明らかな貨物については、輸出証明書を発行することが可能です。

また、第3国から最終輸出国内への荷物の移動手段が明らかでない場合でも、契約書等の客観的な書類から、最終輸出国向け貨物の内容及び最終輸出国内の目的地が明らかな貨物については、輸出証明書を申請することが可能です。

輸出証明書にAWBナンバー又はB/Lナンバーの記載を求められる国(例：EU等)には空欄のまま輸出証明書を発行しますので、第3国から最終輸出国内への荷物の移動手段が明らかになり次第、当該情報、確認書類及び全ての情報を入力した輸出証明書を速やかにシステムに登録してください。

3-4 既に輸出(輸出相手国に通関)している貨物の輸出証明書を申請できますか。

原則、出港等の後は輸出証明書の申請受付及び発行を行いません。

ただし、やむを得ない事情であり、以下の全ての条件が揃っている場合には輸出証明書の申請受付及び発行を行います。

- ①相手国で通関する前であること。

- ②証明するための全ての書類が揃っていること。
- ③輸出品と証明する食品が同一のものであることを証明する具体的な証拠書類があること。
- ④放射性物質検査証明書の場合は、①～③に加え、輸出前に日本国内でサンプル採取及び検査分析を行い、その検査報告書があること。

3-5 輸出証明書の再発行はできますか。

輸出証明書を紛失、破損、汚損した場合や、天候悪化等のやむを得ない事情により出港日、船便名・航空便名が変更になった場合等で再発行が必要となった場合は、審査拠点に相談してください。

審査拠点の了解を得た後、再発行を依頼する際には、当初発行された輸出証明書を返還する（紛失を除く。）とともに、再発行の理由書及び確認書類（インボイス、変更後のB/L又はAWBや、船会社又は航空会社からのレター等の内容を確認できる各種書類等）を添付して再申請してください。

なお、システムでは同じ輸出証明書の番号による再発行はできませんので、再申請（新規の申請と同じ手続）の上、新規の輸出証明書番号により発行されることに留意してください。

3-6 郵便貨物で輸出する場合やハンドキャリーで持ち込む場合の便名、システムのB/L・AWB・インボイス番号等、出発地及び出港日の各欄にどのように記載すればよいですか。

郵便貨物で輸出する場合は、郵便小包欄にチェックマークを入力し、以下のように記載してください。

- ・B/L・AWB・インボイス番号等の欄には、お問合せ番号（Item number）
- ・出発地欄は、発送した郵便局等の所在地（都道府県及び市町村名）
【（例）●●city, ●●prefecture, Japan】
- ・出港日欄は、郵便局等からの発送日

また、ハンドキャリーで持ち込む場合のB/L・AWB・インボイス番号等の欄は空欄となります。

3-7 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、どのように行うのですか。

申請内容に虚偽の恐れがある場合等には、輸出証明書の発行前に、当該輸出品の生産及び流通に係る現場へ出向いて、申請書の内容及び現物の確認等を行います。

また、発行後であっても、必要に応じ、申請内容及び輸出品の経路を初めとする事実関係の確認等を行います。

申請方法等

3-8 審査拠点（輸出証明書の申請先）はどこですか。

原則として、輸出しようとする食品等を生産・製造・加工、流通する施設等の所在地及び申請者の所在地のうちいずれかにある地方農政局等に申請することができます。（「流通」する施設とは、輸出する港、空港及び輸出するために保管している施設が該当します。）

ただし、中国のように、生産・加工した施設を管轄する地方農政局等が発行する輸出証明書を求める国があります。詳細は農林水産省ホームページ等で確認してください。

3-9 日本語表記で申請できますか。

輸出証明書には英語で記載する必要があるため、日本語と英語を併記（入力）して申請してください。

3-10 輸出証明書の申請書類を郵送して申請することは可能ですか。

原則、システムのみで申請を受け付けます。

システムの不具合により輸出証明書が発行できない場合や輸出証明書の様式が変更された場合には、一時的に書類での申請を受け付けます。

3-11 郵送による輸出証明書の交付は可能ですか。

可能です。ただし、宛先を記入した返信用封筒に、郵送に必要な額の切手を貼り付けたものを、審査拠点に提出してください。提出方法については、あらかじめ審査拠点に確認してください。

なお、輸出証明書は信書であるため、郵便以外の手段では送付できません。また、着払いに対応しておりませんので、上記の方法を厳守してください。

輸出証明書の発行対象品目

3-12 輸出証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

輸出証明書発行の対象品目は、輸出先国ごとに異なります。農林水産省ホームページ掲載の事務処理要領の別紙6を確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att6.pdf

3-13 輸出証明書の申請に当たり、加工食品と水産加工品の区分はどのようになっていますか。

水産加工品は、相手国の放射性物質関係の規制において「水産物」若しくは「水産加工品」と定められている範囲の食品等です。

相手国で特段の定めがない場合、輸出関税コード（HSコード）の01類から20類に分類されている加工品で、何らかの水産物を含む場合、水産加工品とします。

水産加工品の輸出証明書の申請方法等については、水産庁に確認してください。

3-14 医薬品は輸出証明書の発行対象品目となりますか。

農林水産省が発行する輸出証明書の対象品目には、医薬品は含まれません。

4 システムによる輸出証明書申請の際の添付資料

確認項目及び確認書類

4-1 輸出証明書の申請の際に添付すべき書類はありますか。

証明内容を確認するための書類（輸出証明書に記載された事項が確認できる書類）を添付してください。必要書類は輸出先国及び輸出証明書の種類により異なります。詳細は、事務処理要領の別紙7「確認項目及び確認書類について」を確認してください。

（別紙7 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att7.pdf）

4-2 証明内容を確認するための書類は、郵送等により提出すればよいですか。

電子ファイル（PDF）化したものをシステムにより登録してください。原本を郵送等で送付する必要はありません。

4-3 輸出証明書の申請の際、システム利用に係る委任状の提出は必要ですか。

利用申請時に委託関係を確認し、IDを付与していますので、システム利用に係る委任状は不要です。

4-4 定期的に同じ商品を輸出していますが、証明内容を確認するための書類について、前回申請した際に提出したものと内容に変更がない書類がある場合、当該書類の提出を省略できますか。

省略できません。内容に変更がない場合であっても、申請の都度、証明内容を確認するための書類一式の提出が必要となります。

なお、加工品であって製造ロットが確認できる商品は、同一ロットの放射性物質検査の報告書、生鮮品の農林産物であって、ほ場及び収穫期が確認できる商品は、同一ほ場及び同一の収穫期（香港にあっては同一品種であることも必要）の放射性物質検査の報告書により、放射性物質検査証明書申請の際の確認書類となります。

4-5 製品を生産・製造した者が輸出証明書を申請する場合は、どのような確認書類が必要なのですか。

輸出商品の生産・製造者が、自ら申請する場合には、生産・加工施設の名称・所在地、生産・加工年月日等を証明するのは申請者自身であることから、輸出商品・輸出先等が確認できるインボイス、B/L、AWB以外の確認書類の提出を特に求めています。また、生産・製造者が代理人として申請する場合も同様です。

事務処理要領に定める確認書（別記様式2、別記様式3）

4-6 事務処理要領の別記様式2「輸出される食品等に関する確認書」は誰が、誰宛てに作成するのですか。また、必ず原本を提出する必要がありますか。

輸出証明書の申請者宛に、輸出する商品の生産者・製造者、若しくは申請者が輸出する商品を購入した取引先が作成することを基本としますが、申請者本人が申請を行う地方農政局長等あてに作成することもできます。

提出する際は、電子化されたものを送付し、原本は申請者自身が保管してください。

4-7 事務処理要領の別記様式2「輸出される食品等に関する確認書」には、確認項目全てを記載しなければならないのでしょうか。

確認項目のうち、申請に必要な項目は空欄でかまいません。記載すべき事項は国及び輸出証明書の種類により異なります。

輸出先国	輸出 証明書※1	確認項目（番号は別記様式2に対応）						
		1 数量、重量、包装形態	2 生産・加工施設情報	3 原料情報	4 生産・加工年月日	5 製造ロット番号	6 流通ルート	7 品種等
EU等	産地	△	○	○※2				
	検査	△	○※3			△※4		
シンガポール	産地	△	○					
韓国	産地	△	○		△※5	△※5		
	検査	△	○		△※5	△※4、※5		
仏領ポリネシア	産地	△	○	○※2				
	検査	△	○			△※4		
中国	産地	△	○	○※6	○		○	
モロッコ	産地	△	○					
	検査	△	○			△※4		
香港	検査	△	○	△※8		△※4、※7		△※9
エジプト	産地	△	○		○	○		
ブルネイ	産地	△	○					
	検査	△	○			△※4		
ロシア	検査	△	○			△※4		

【凡例】○：必須、△：必要に応じて記載。

※1 産地：産地証明書、検査：放射性物質検査証明書

※2 商品に占める割合が重量比で50%超となる原料（複数の原料を合わせて50%超となる場合を含む）について記載。

※3 以下の場合を除き、生産・加工施設について記載。

(1) 動物由来食品又は水産物の場合：EU向け輸出の認定施設名を記載。

(2) 生産・加工施設が不明の場合：記載不要。

※4 輸出する商品と同一ロットの商品について行われた放射性物質検査により確認する場合に記載。

- ※5 生産・加工年月日、製造ロット番号、賞味期限のいずれかひとつを記載。賞味期限を記載する場合、別記様式2に当該記載欄がないため欄外等に記載。
- ※6 重量比で最大のもののみ記載。
- ※7 牛肉は個体識別番号を記載。
- ※8 野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳の場合に記載。
- ※9 生鮮の農林産物について、同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品が複数回にわたって輸出される際、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用する場合に記載。

4-8 事務処理要領の別記様式3「確認書」はどのような場合に提出するのですか。

放射性物質検査のための検体採取の際に、放射性物質検査機関がやむを得ず検体を採取できない場合、検査機関からの指示に基づき、申請者等が自ら検体採取した場合に、サンプル採取日等を記載し提出するものです。

4-9 事務処理要領の別記様式3「確認書」は、原本を送付する必要がありますか。

提出する際は、電子化されたものを送付し、原本は申請者が通関書類の写しと一緒に保管してください。なお、同確認書の内容に疑義が生じた場合は、事務処理要領の4に基づき事実を確認することになります。

4-10 システム化に伴い押印行為が不要となりましたが、事務処理要領の別記様式2「輸出される食品等に関する確認書」及び別記様式3「確認書」への押印は必要ですか。

押印を省略することはできません。事務処理要領の確認書（別記様式（2から4））について、確認書に記載された者が作成したことを申請時のIDでは担保できないことから、押印による担保が必要となります。また、輸出証明書の申請者以外の者が作成することもあり、押印により作成した者の責任を明確にする役割があります。

5 産地の考え方

産地証明書

5-1 産地はどのように証明するのですか。

輸出しようとする食品等を生産・製造した場所が特定できる書類を確認することにより証明します。また、輸出先国によっては、主原料の産地を特定できる書類を確認する場合があります。

生鮮食品

5-2 生鮮農林産物の産地は、どこになりますか。

生鮮の農林産物、原料となっている農林産物の産地は、栽培、生産、収穫された土地を産地とします。

5-3 生鮮農林産物を輸出する場合、生産・加工施設情報の欄にどのように記載するのですか。

生産者又は農業団体（農協等）等の名称・所在地を記載してください。

加工食品

5-4 加工食品の産地はどこですか。

加工食品の産地は、原則、製品の最終加工地となりますが、原発事故に係る相手国の懸念が放射性物質混入であることを念頭に、輸出する商品の加工工程を確認し、個別に判断する必要があります。産地の判断が付かない場合は、輸入事業者等を通じて相手国に確認してください。

5-5 最終加工地の定義は何ですか。

製品を最終的に加工した施設の所在地を指します。1次加工と2次加工で加工した施設が異なる場合は、2次加工した施設が最終加工した施設の所在地となります。

5-6 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。

原発事故に係る相手国の懸念は、放射性物質が混入する恐れの有無です。したがって、既に個包装された商品を単に詰め替える等の包装を行う工場は、最終加工地とはなりません。

しかし、具体的なケースにより、又は、相手国により、最終加工地の判断が異なる場合があります。最終加工地の判断が付かない場合は、輸入事業者等を通じて相手国に確認してください。

5-7 外国産の製品を輸出する場合、製造施設やその所在地についてどのように記載すればよいですか。

実際に商品を製造した外国の施設名称とその所在地（国名のみでも可）を記載します。

5-8 製造者を製造所固有記号で表示しているが、製造者の名称、住所等を公開していない場合、どのような確認書類を提出すればよいですか。

製造所固有記号によりウェブ上で製造者の名称、住所等の記載が確認できない場合は、販売者に電話等で問合せ、問合せた先の情報等（担当者、連絡先、確認内容）を記した申請者の誓約書など、客観的に検証可能な書類を提出してください。

加工食品の原料の考え方

5-9 主原料の定義は何ですか。

申請書に記載する範囲は輸出先国によって異なりますが、主原料とは、その品目を構成する材料の中で一番多い材料（商品に占める重量比が最大のもの）を指します。

5-10 主原料の産地の証明が必要な輸出先国はどこですか。

中国は、輸出証明書に「主原料の産地」の記載を求めています。また、EU等及び仏領ポリネシアは、「50%超の原料が指定された産地・品目でないこと」の確認を求めています。

5-11 加工食品の原料である小麦粉の産地を記載する場合、原料の小麦の生産地か、それとも小麦粉の生産地（製粉地）を記載するのですか。

製粉地を記載してください。具体的には、国内の場合は都道府県名（北海道、福岡県等）、国外の場合は国名（韓国、米国等）を記載してください。

5-12 原料に加工食品を含む場合、主原料は何になりますか。

製造者等が作成する相手国用（輸出製品）の商品の表示に基づきます。

例) 「すし酢」は、日本国内では主原料として「醸造酢」と表示している場合がありますが、製造者等が作成する相手国用の表示が、「醸造酢」の原料である「米」の場合、米が主原料となります。「醸造酢（米）」、「米酢」と表示されている場合も同様です。一方、相手国用の表示に「醸造酢」のみ表示されている場合、「醸造酢」が主原料となります。

5-13 外国産の大豆を原料にしてA県（国内）で醤油を生産し、その醤油を使用してB県で製造した「めんつゆ」を輸出します。原料の表示欄に「醤油」とのみ記載されているのですが、原料の名称は「大豆」、原料の産地は「〇〇国」と記載すればよいでしょうか。

原料の表示が「醤油」のみの場合、原料の名称は「醤油」、原料の産地は「A県」となります。考え方は[本Q&Aの5-12](#)と同様です。いずれの場合も、「めんつゆ」の産地は最終加工地のB県となります。

5-14 飲料製品の主原料は、水と考える必要がありますか。

飲料製品の場合は、原則として水を除いて一番重量の多いものが主原料となります。しかし、水製品（ミネラルウォーター等）の場合は、水が主原料となります。

5-15 主原料の産地が外国の場合、国名を記載すればよいですか。

そのとおりです。主原料の産地が外国の場合は、国名を記載してください。

5-16 原料が加工品の場合、当該原料の産地を確認できる書類とは何を指しますか。

原料が生鮮食品の場合と同様に、原料の名称、産地（加工地）、使用割合等を確認できる書類が必要となります。具体的な確認書類については、事務処理要領の別紙7「確認項目及び確認書類について」を確認してください。

（別紙7 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att7.pdf）

5-17 原料の産地が不明な場合はどうすればよいですか。

EU等及び仏領ポリネシア向けは、原料ではなく最終製品を検査して、政府機関による放射性物質検査証明書を添付すれば輸入が認められます。一方、中国向けは、原料産地が不明の場合、輸入が認められない状況です。

6 放射性物質検査

放射性物質検査証明書

6-1 放射性物質検査証明書と検査報告書の違いは何ですか。

検査報告書は、検査機関での検査結果のレポート（報告書）を指します。また、放射性物質検査証明書は、政府機関等が検査報告書を確認して輸出先国政府に対して発行する輸出証明書を指します。

6-2 検査機関で検査を行う必要のある国はどこですか。

①放射性物質検査証明書を要求

香港、韓国、ブルネイ、EU等、仏領ポリネシア、ロシア、エジプト、モロッコ等

②検査報告書の提出のみ要求

マカオ、アラブ首長国連邦（アブダビ及びドバイ）、レバノン等

③産地証明書に検査報告書の添付を要求

台湾等

※輸出先国、生産・加工地及び品目によって規制内容が異なります。詳しくは農林水産省ホームページを確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

6-3 輸出先国の放射性物質基準値はどのようになっていますか。

輸出先国ごとに放射性物質の基準値は異なります。一部の国については事務処理要領の別紙8「放射性物質の最大許容値について」に掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att8.pdf

それ以外の国については、相手国に確認してください。なお、輸出する際の基準値の上限は、我が国が指定している基準値とします。

6-4 放射性物質検査の結果、検出値が輸出先国の放射性物質基準を下回っていたものの、日本国内の基準値を上回った場合は、輸出証明書を発行することができますか。

国際貿易のルールに係るコーデックスの倫理規範(CAC/RCP20-1979)には、輸出国の法律、規則を遵守していないものを輸出すべきではないと規定されています。

したがって、相手国の基準値が日本の基準値より高い場合であっても、その検査結果が日本の基準値を上回っている場合、輸出証明書を発行することはできません。

6-5 検査報告書は、日本語記載でよいですか。

輸出先国に提出するものであり、英語での記載が必要です。

分析機関

6-6 放射性物質検査を実施する機関は決められているのですか。

輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関を農林水産省ホームページに掲載する機関に限定しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

次の輸出先国については、相手国により認められている検査機関での検査が求められています。検査機関については、農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

[香港](#)、[マカオ](#)、[アラブ首長国連邦（アブダビ、ドバイ）](#)、[レバノン](#)。

サンプリング・ロット

6-7 放射性物質検査を行うべき製品の検体採取の頻度について、どのように考えたらよいですか。

検体採取に当たっては、放射性物質が混入するおそれが同程度と考えられる単位で行うことが求められています。

香港向けの放射性物質検査証明に用いる検査については、具体的に検体採取におけるサンプリング方法が定められているので、事務処理要領の別紙7、別記様式4で確認してください。

（別紙7 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/att7.pdf）

（別記様式4 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/other/form4.doc）

香港以外の国向けの放射性物質検査証明については、特に規定はないため、製造ロットが同じ商品（同じ原料を使い、同じ製造ラインで、連続して製造された商品）を1単位として考え、同単位で少なくとも1つ以上の検体を採取すればよいと考えます。

6-8 同一タンクの製品で包装日が異なる製品を輸出する場合、それぞれの包装日ごとに検査した検査報告書を提出する必要があるのですか。

包装日が異なった場合でも、同一タンクの製品であれば、同一の製造ロットとします。

6-9 同一の製造ロットの製品を複数回に分けて輸出する場合、検査報告書の写し（コピー）を添付できますか。

EU等及び香港は、検査報告書の写しを添付することを認めています。ただし、香港については条件がありますので、[本Q&Aの7-2-13](#)を参照してください。

その他の国は、写しによる検査報告書の提出の可否を明示していません。輸出事業者や通関業者等を通じて、輸出先国の現地の検査当局に確認してください。

7 国別事項

7-1 中国

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/china_shoumei.html

7-1-1 中国向けに食品等を輸出する場合、輸出証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

産地証明書の発行対象品目は、HSコード分類の01類から24類の品目です。HSコードの25類以降の品目には輸出証明書は不要です。

7-1-2 中国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

中国の輸入規制概要（2018年11月29日～）

地域		品目	規制内容
10 都県	福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品，飼料 ×	<u>輸入停止</u>
	新潟	米 ○	<産地証明書> 上記9都県以外で生産されたことの証明
		米を除く食品，飼料 ×	<u>輸入停止</u>
10 都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品 ×	<u>放射性物質検査証明書</u> について、中国はストロンチウム 90 等の分析報告が必要と考えており、合意に至っていないため、実質 <u>輸入停止</u> <放射性物質検査証明書> 中国の放射性物質基準に適合することの証明 <産地証明書> 10 都県以外で生産されたことの証明	
	水産物及び水生生物※ ○	<放射性物質検査証明書> 中国の放射性物質基準に適合することの証明 <産地証明書> 10 都県以外で生産されたことの証明	
	その他の食品・飼料 ○	<産地証明書> 10 都県以外で生産されたことの証明	

※水産物及び水生動物については、水産庁において輸出証明書を発行。

日本から輸出される 10 都県産の全ての食品・飼料等（新潟県産米を除く）に対して輸入停止措置が講じられています。

10 都県産以外では、日本の政府機関が発行する輸出証明書を求められています。野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、水産物及び水生動物については、産地証明書及び放射性物質検査証明書が必要です。

なお、放射性物質検査証明書については、水産物及び水生動物においては発行が可能です。それ以外の品目は日中両国間で検査項目が整っていないため、放射性物質検査証明書の発行ができず、実質的に輸入停止となっています。

10 都県以外で生産された上記以外の品目及び新潟県産の米については、産地証明書のみでの輸出が可能です。ただし、米については、[本 Q&A の 7-1-9](#) の条件を満たす必要があります。

7-1-3 輸入停止の 10 都県以外の地域で製造した加工食品に、当該 10 都県で生産された材料が含まれていますが、輸出できますか。

最終加工地（加工食品の産地）が輸入停止の 10 都県以外の地域であっても、加工食品の主原料（商品に占める重量比が最大の原料）の産地が 10 都県のものとは輸出できません。

7-1-4 中国の輸入規制措置の概要の別紙について、HS コードに該当している場合は、全て放射性物質検査が必要ですか。

HS コードに該当しても、別紙記載の 1 から 6 のそれぞれの分類に属していなければ、放射性物質検査は必要ありません。

具体的な例として、HS コード 2103909000 は、「ソース用の調味料・混合調味料のその他のもの」に該当する品目であり、水産物でない製品も含まれますが、放射性物質検査証明書の対象となる品目は、当該 HS コードの品目のうち水産物由来である製品と考えます。

7-1-5 輸出する製品が、中国が輸出証明書を求めている品目の HS コードに該当するのかわかりません。

中国の輸入事業者等を通じて、輸出する製品がどの HS コードに該当するか確認してください。

7-1-6 輸出証明書の申請先（審査拠点）の範囲は限られていますか。

中国向けの輸出証明書については、商品を生産・加工した施設の所在地を管轄する地方農政局等が審査を実施します。管轄地域以外の地方農政局等には申請できませんので注意してください。

なお、海外で生産・加工された商品の場合は、申請者の所在地、「流通」する施設を管轄する地方農政局等に申請してください。詳細は地方農政局等にお問合せください。

7-1-7 産地証明書の申請に際して、輸出する製品の生産・加工施設、出港地、中国の目的地間の運送ルートと方法を記載することになっています。具体的にどのような内容を記載するのですか。

生産・加工施設名、所在する都道府県名、運搬方法、出港地、中国の目的地名などを記載します。詳細は農林水産省ホームページに掲載の申請入力参考等を確認してください。

7-1-8 複数品目を別添リストにより証明することはできるのですか。

中国向けの輸出証明書については、証明書の様式に製品及び主原料の運搬ルートに記載する必要があるため、一品目ごとに証明書を発行することとなり、複数品目をリストにして証明することはできません。

7-1-9 米を輸出する際、産地証明書はどの地方農政局等で発行されますか。

中国向けに精米を輸出する場合には、植物検疫条件により、中国側が指定する精米施設及びくん蒸倉庫で処理された精米のみ輸出が可能です。

※中国向けの米の輸出については下記 URL を参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/kome_yusyutu/china.html

産地証明書は精米施設を管轄する地方農政局等が審査を実施します。

7-1-10 新潟県産で中国への輸入が認められている食品には、パックご飯や日本酒等の米加工品は含まれますか。

新潟県産米を原料とした加工食品（パックご飯、もち、米菓、日本酒等）及び米以外の品目については、引き続き輸入停止措置が講じられており、輸出することはできません。

7-2 香港

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html

7-2-1 香港向けに食品等を輸出する場合、輸出証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の食肉、家禽卵及び水産物には、放射性物質検査証明書が必要であり、4県（茨城、栃木、群馬、千葉）産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳には、輸出事業者証明書と放射性物質検査証明書が必要です。

福島県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳は輸入停止です。

なお、日本から輸出される全ての食品について、香港にてサンプル検査が行われています。

7-2-2 香港向けの食品に対する輸出証明書の発行機関はどこですか。

当面の間、放射性物質検査証明書は東北農政局及び関東農政局、輸出事業者証明書は関東農政局となります。

7-2-3 食肉にはどのようなものが該当しますか。

冷凍、冷蔵の食肉です。ハム、ソーセージ等加工品は含みません。

7-2-4 家禽卵に液卵や粉末卵も該当しますか。

液卵、粉末卵も、輸出証明書の対象品目となります。

7-2-5 牛乳、乳飲料、粉乳の輸出において、原料が輸入停止地域のものを含んでいる場合はどうなりますか。

これらの製品について、原料に輸入停止地域のものを少量でも使用している場合、香港側は輸入を認めていません。

4県（茨城、栃木、群馬、千葉）産の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳の輸出について、放射性物質検査証明書を申請する場合には、原料産地等の記載があるものや、申請者本人又は取引先による確認書（事務処理要領の別記様式2）などの添付が必要となります。

7-2-6 青果物について放射性物質検査の検体採取時のロットの考え方はどうなりますか。

原則として、同一の集出荷施設・選別施設で、ある1日に選別・荷造りされた同一種類の青果物を一つのロットと考えます。

7-2-7 放射性物質検査の検体採取は、具体的にどのように行うのですか。

牛肉は個体ごとに検体を採取することとなっています。

一方、牛肉以外は輸出しようとする商品の荷物（ロット）ごとの梱包数に応じて香港が定めた採取数を、検査機関の指示に従い採取します。

例えば、荷物ごとの梱包数が1,000箱なら、そのうちの5箱から検体を採取します。採取した検体は混合して1検体として検査することができます。詳細については、事前に審査拠点又は香港向け登録検査機関に相談してください。

表 輸出しようとする商品の梱包数に応じた開梱数(採取数)

1ロットの梱包数	開梱数(採取数)
$N \leq 2$	1
$3 \leq N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$1200 < N$	8

7-2-8 事務処理要領の別紙7（2（5）のオ）に、「生鮮品の農林畜産物の放射性物質検査の検体採取については、検体を採取する対象と輸出する商品との間での同等性について地方農政局等が確保できる場合は、ほ場、貯蔵庫等からの事前採取ができる。」とありますが、こういった場合に、ほ場や貯蔵庫で同等性があると判断できますか。

ほ場での事例については、以下の①～④全てについて審査拠点が確認できる場合等、同等性があると判断します。

①輸出する商品を生産するほ場（農業者）が全て明らかであり、そこでの検体採取が可能であること

②輸出する商品と同一の品種であること

③輸出する商品と同一の栽培管理を行っていること

④輸出する商品と同一の収穫期であること

貯蔵庫での事例については、適切なロット管理を行って貯蔵されており、どの商品が輸出しようとする商品であるかが確認できる場合、同等性があると判断します。

詳細については、事前に審査拠点に相談してください。

7-2-9 「放射性物質検査の検体採取の立会い」は、どのように行うのですか。

牛肉は、対香港輸出食肉取扱施設を通じて、当該施設の所在する都道府県職員、国の職員又は食料産業局長が認める者に検体採取の立会いを依頼して下さい。牛肉以外は、都道府県職員、国の職員又は食料産業局長が認める者に立会いを依頼してください。

立会いの頻度は、品目にかかわらず、初回輸出時及び以後6ヶ月を超えないこととします。

なお、立会いの際に都道府県職員、国の職員又は食料産業局長が認める者は、輸出される現物の梱包リスト等を確認した上で、検体採取の抽出を指示します。

7-2-10 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、具体的にどのように行うのですか。

申請書の記載内容や当該輸出品、検体採取方法等の確認を行います。

例えば、輸出証明書の申請や発行の際に、現場へ出向いて、申請書の内容及び現物（検体採取の際のリスト等と実際に輸出される製品が同一であるかなど）、具体的な検体採取の記録等の確認を行います。

また、現地確認の際に、必要に応じて、審査を行う農政局の職員等が輸出するロットからサンプルを抽出して検査を行うことがあります。

7-2-11 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

香港当局が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページ（国別ページ内）にある「香港向けに輸出される食品（食肉及び家禽卵等）にかかる放射性物質検査機関一覧」を確認してください。

7-2-12 香港で全ロット検査又はサンプル検査を行っており、その結果、放射性物質が検出された場合に輸入が認められないと聞きましたが、放射性物質の基準値以下の微量検出でも輸入できないのですか。

香港当局が行う水際検査において、微量でも放射性物質が検出された場合は、輸入事業者に自主的廃棄やシップバックを求めることがあり、留意が必要です（香港当局のホームページで公表されています）。

また、このことを踏まえると、日本での放射性物質の検査結果が不検出（ND）以外の場合、上記の対応となることが想定されるため、この点についても留意が必要です。

7-2-13 事務処理要領の別紙7（2（5）カ）に、「同一のロットの商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。」とありますが、こういった場合に同一ロットと判断できますか。

同一ロットとは、青果物であれば、原則として、同一の集出荷施設・選別施設で、ある1日に選別・荷造りされた同一種類の青果物を一ロット（[本Q&Aの7-2-6](#)を参照）、牛乳・乳飲料・粉乳や青果物の加工品等であれば、製造ロットが同じ商品（同じ原料を使い、同じ製造ラインで、連続して製造された商品）を一ロット（[本Q&Aの6-7](#)を参照）と考えます。

本規定が適用される具体的な事例としては、青果物等で、集荷や調製選別後に貯蔵施設等で同一のロットとして管理されているものが複数回に分けて輸出される場合や、冷凍保管されている同一製造ロットの肉類や加工果実が複数回に分けて輸出される場合等が想定されます。

生産ほ場や産地、製造場所が同じであっても、収穫時期や調製選別時期等が異なり同一のロットとして判断できない農産物や、製造ロットが異なる商品については、本規定は適用できず、輸出ごとに放射性物質の検査を行う必要があります。

なお、検査報告書を再利用する場合、写しでも可とします。

7-2-14 事務処理要領の別紙7(2(5)キ)に、「同一品種、同一ほ場及び同一収穫期の商品が複数回にわたって輸出される場合、初回輸出時の放射性物質検査報告書を2回目以降の輸出時に再利用することができる。」とありますが、何をもって同一収穫期と判断するのか、また、この取扱いの対象となる商品とは何ですか。

同一収穫期については、産地、品種、栽培管理方法等の違いで様々なケースが考えられますので、その都度判断することになりますが、作型(品種、栽培環境、栽培管理方法等)が同一であることや出荷時期が連続して同じであること等が判断材料になります。

なお、対象となる商品とは、生鮮の野菜、果実となります。

7-2-15 輸出事業者証明書は1年間有効とありますが、輸出業務のどの時点において有効期間内であることが求められますか。

香港到着時(通関時)に有効期間内であることが求められます。早めの継続申請を行い、有効期間に余裕を持った輸出を行ってください。

なお、香港当局は原本の添付を求めていますので、有効期限内に複数回輸出する場合には、放射性物質検査証明書発行時に、併せて輸出事業者証明書の原本を農政局から発行します。

7-3 マカオ

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/macao_shoumei.html

7-3-1 マカオ向けの食品に対する規制内容はどのようになっていますか。

12 都県産の食品（米、加工度の高い食品、飲料は対象外）について以下のような規制措置が講じられています。

地域	品目	規制内容
福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止
宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（9 都県）	野菜、果物、乳製品 食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止 検査報告書を要求
山形、山梨（2 県）	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	検査報告書を要求

詳細については農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

7-3-2 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はどこですか。

マカオ当局が指定した検査機関で放射性物質検査を行う必要があります。検査機関は農林水産省ホームページ（国別ページ）に掲載の「マカオ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」を確認してください。

7-3-3 検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。

放射性物質の測定数値及び産地（都県名）を記載する必要があります。

7-4 台湾

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/other/taiwan_kisei.html

7-4-1 台湾向けの食品に対する規制内容はどのようになっていますか。

台湾が指定している5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）の全ての食品（酒類を除く）は、輸入停止措置が講じられています。

5県以外の全ての食品（酒類を除く）については、産地証明書が必要です。また、一部の地域・品目については、産地証明書に加えて、検査報告書が必要です。

7-4-2 産地証明書にはどのようなものがありますか。

台湾側により産地証明書として認められている書類には以下のようなものがあります。申請方法等については各機関にお問合せください。

※地方農政局等では台湾向けの産地証明書を発行していません。

（1）国、地方公共団体が発行する証明書

- ①動植物検疫証明書（所管機関：[動物検疫所](#)、[植物防疫所](#)）
- ②自由販売証明書（所管機関：[厚生労働省](#)）
- ③衛生証明書（所管機関：[【牛肉】厚生労働省](#)、[【活貝類】水産庁](#)）
- ④都道府県庁等が発行する産地証明書（発行の可否等については各自治体にお問合せください。）

（2）商工会議所が発行する原産地証明書

- ・産地の都道府県名が記載されたものを取得してください。
- ・申請方法等については、最寄りの商工会議所にお問合せください。

（3）製造業者等が自ら発行する証明書（※公的機関による証明・確認が必要）

- ・作成にあたっては、輸入事業者等を通じて現地通関当局に確認してください。

7-4-3 産地の定義はありますか。

加工食品については最終加工地を、農・畜産物については育成・肥育が最も長かった場所をそれぞれ産地と判断すると思われます。

なお、品目や生産地域ごとに産地の定義は異なる可能性があるため、輸入事業者等を通じて現地通関当局に確認することをおすすめします。

7-4-4 放射性物質検査が必要な産地・品目を教えてください。

以下の地域・品目については、産地証明書に加えて検査報告書が必要です。

地域	品目	貨物分類番号表(PDF) (衛生福利部食品薬物管理署ホームページ)
岩手、宮城、 東京、愛媛	水産物	http://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx? mID=19&id=36181&chk=b891564b-a13d-
宮城、埼玉、 東京	乳幼児用食品、乳製品、 キャンディー、ビスケット、 穀類調製品等	http://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx? mID=19&id=36184&chk=28eff601-c781-4f04-ad77- 8b34715f670a
東京、静岡、 愛知、大阪	茶類産品	http://www.fda.gov.tw/tc/includes/GetFile.ashx? mID=19&id=36182&chk=0273188f-91bf-47ac-93ca- 9e86713df683

7-4-5 放射性物質検査の実施機関はどこですか。

農林水産省ホームページに掲載された検査機関に依頼してください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

7-4-6 外国産品を国内で加工せず（保管のみ行い）輸出する場合、産地証明書は必要ですか。

単に外国産品を保管・輸送する場合、基本的には産地証明書は不要と思われます。なお、当該産品が外国産品であることが証明できる書類を、台湾税関の求めに応じて提出できるよう準備しておくことをおすすめします。

7-4-7 飼料、ペットフード、苗木は証明の対象ですか。

これらの産品は、衛生福利部食品薬物管理署（TFDA）の所管外ですが、現在のところ、台湾行政機関による輸入規制の公告は確認しておりません。しかし、念のため、輸入事業者等を通じて、台湾行政機関に最新の情報を確認してください。

7-5 韓国

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/korea_shoumei.html

7-5-1 韓国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

韓国は、日本から輸出される全ての食品・飼料等について、日本の政府機関が発行する証明書を求めるとともに、一部の地域の品目には輸入停止措置を講じています。

輸入停止の地域・品目及び留意事項等については、農林水産省ホームページ「韓国向け輸出証明書等の概要について」（上記 URL）を確認してください。

7-5-2 韓国向けに食品等を輸出する場合、輸出証明書の発行対象地域・品目はどのようになっていますか。

規制対象地域・品目と要求される輸出証明書の種類は以下のとおりです。ただし、**輸入停止の地域・品目を除きます。**

地域	品目	輸出証明書の種類
北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8都道県）	水産物	放射性物質検査証明書
宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県）	全ての食品 ※輸入停止品目及び水産物を除く。	
北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12都道県）	養魚用飼料、魚粉	
青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡（9県）	その他の飼料（牛、馬、豚、家禽等）	
16都道県以外 （北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島 以外）	水産物	産地証明書
13都県以外 （宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡 以外）	全ての食品 ※輸入停止品目及び水産物を除く。	

7-5-3 生産・加工年月日又は賞味期限を記載することが必要ですか。

生産・加工年月日、製造ロット番号、賞味期限のいずれかを記載してください。

7-5-4 放射性物質検査証明書の申請に必要な放射性物質検査について注意すべき点はありますか。

放射性物質の核種（ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム 137）別の検査結果が必要です。

また、韓国側の水際検査で放射性物質が微量でも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を追加で要求されることとなっています。

このため、検査報告書の結果に放射性物質が微量でも検出していれば、韓国側から場合によっては、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を求められる可能性があることに留意してください。

7-5-5 韓国は、韓国国内での水際検査において少しでも放射性物質が検出された場合は、ストロンチウム、プルトニウムの追加検査を義務付けているが、日本で検査できる検査機関はありますか。

日本国内でストロンチウム及びプルトニウム検査を行うことのできる機関は極めて限られており、また、検査に時間（1か月程度）を要するため、実際には、追加検査を求められた場合に対応することは困難な状況となっています。

7-6 シンガポール

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/singapore_shoumei.html

7-6-1 シンガポール向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

シンガポールの輸入規制概要（2019年3月1日～）

区分	地域	品目	規制内容
1	福島県	水産物、林産物 ^{注1)}	輸入停止
	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	全食品及び農産品	
2	上記区分1に記載のない市町村	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品 ^{注2)}	<p><産地証明></p> <p>政府作成の市町村ごとの産地証明</p> <p>※品目ごとに産地（県名と市町村名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能</p>
3	福島県以外の都道府県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	<p><産地証明></p> <p>政府作成の都道府県ごとの産地証明又は商工会議所作成の都道府県ごとの産地を記載したサイン証明</p> <p>※品目ごとに産地（都道府県名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能</p>

※ 品目分類は、シンガポール政府が指定したHSコード（[事務処理要領の別紙6-1](#)の別表を参照）に準ずる。

注1) 上記区分1及び3の林産物には、キノコ類（野生及び栽培されたもの）、野生ベリー、野生のイノシシ肉等森林で収穫されたものが含まれる。

注2) 輸入者は、出港日の前日（土・日・祝日の場合は、その前日又は前々日（祝日はシンガポールの祝日に準ずる。））までに、シンガポール農食品獣医庁に対し、「産地（市町村）」、「品目」、「到着地（港・空港）」、「到着予定日」、「輸入者名」を [Tel:+65-6325-7576](tel:+65-6325-7576) 又は E-mail: ava_import&export_foodstuff@ava.gov.sg、若しくは、TradeNet®: <https://www.tradexchange.gov.sg> を通じて通知する。

7-6-2 輸出品がHSコードに該当するのか、どのように判断するのですか。

シンガポールの輸入事業者等を通じて、輸出する製品がどのHSコードに該当するか確認し、判断してください。

7-6-3 産地証明書の代わりに商工会議所によるサイン証明で輸入が認められますか。

福島県以外で生産・加工された品目については、商工会議所による都道府県ごとの産地を記載したサイン証明での産地証明が認められています。

7-6-4 産地証明書の代わりに商用インボイスにより輸入が認められますか。

産地証明書の対象品目について、品目ごとの生産・加工地（福島県産の場合は県名及び市町村名、福島県産以外の場合は都道府県名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替することができます。

7-6-5 牛肉の産地は、と畜された場所かそれとも肥育地のどちらでしょうか。

輸出証明書様式で産地である都道府県名を記載する「originating from the prefecture of」の欄に、肥育地を記載してください。申請にあたり、と畜場所が確認できる証明資料を提出ください。

7-6-6 シンガポールで全ロット検査又はサンプル検査を行った結果、放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないということですが、日本の基準値以下であれば輸入はできますか。

シンガポール政府は、同国内での水際検査において、日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合は、当該商品の返送を求めています。したがって、日本の基準値以下であれば輸入を認められます。

7-7 EU等

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html

7-7-1 輸出証明書が要求されている品目には、どのようなものがありますか。

欧州委員会実施規則で規定されている品目類（食品及び飼料）が、輸出証明書の対象になります。その他の品目について輸出証明書は不要です。

輸出証明書の発行対象地域・品目

地域 \ 品目 ^{※1}	福島	山形、新潟、 山梨、静岡、 長野	岩手、茨城、 栃木、群馬、 千葉、宮城	左記以外の 産地	産地不明
きのこ類	検査	検査	検査	産地	検査
水産物 ^{※2}	検査	産地	検査	産地	検査
大豆	検査	産地	産地	産地	検査
柿	検査	産地	産地	産地	検査
山菜類 ^{※2}	検査	検査	検査	産地	検査

（検査：放射性物質検査証明書、産地：産地証明書）

※1 規制対象品目には、各品目の加工品及び各品目を50%超含むものを含まず。対象品目の範囲はCNコード（EU等の関税コード）で定められています。具体的には、農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

※2 水産物及び山菜類について、具体的な規制対象品目は規制対象地域により異なります。詳しくは、農林水産省ホームページ（国別ページ）を確認してください。

7-7-2 輸出証明書が必要な品目のCNコードに該当するの、どのように判断するのですか。

EU等側の輸入事業者等を通じて、どのCNコードに該当するか確認し判断してください。

7-7-3 産地証明書の場合、CNコードを記載することになっていますが、全ての品目について記載する必要がありますか。

EU等は、放射性物質検査証明書が必要な品目をCNコードで示していることから、産地証明書発行に際し、輸出する商品が当該CNコードに該当していないことを確認するため、申請書にCNコードを記載していただく必要があります。

7-7-4 輸出する商品が、規制対象CNコードに該当する品目の加工品の場合、原料をどのように記載するのですか。

原料のうち、規制対象CNコードに該当する品目の産地及び割合を全て記載してください。

7-7-5 規制対象の CN コード該当品目を原料とした製品について、一つの原料で 50%を超えるものがない場合、どのように考えればよいですか。

一つの原料で 50%以下の場合、複数の原料の合計となります。

それらの原料とその産地を全て確認した結果、規制対象地域で生産された原料の合計が製品の 50%を超える場合は放射性物質検査証明書、そうでない場合は産地証明書の対象となります。

7-7-6 EU 等向けの飲料及び水分量の多い食品（醤油など）については、水を原料に含めて考える必要がありますか。

原則として、水は原料に含めません。

7-7-7 システムの入力画面の「チェックボックス No.」欄の選択肢のうち、「(3) 産地：規制品目で規制地域以外が産地、規制地域を經由」とはどういうことですか。

規制対象地域内で生産、加工はしていないが、同地域内の倉庫に保管、若しくは同地域内の港・空港から相手国に輸出される等して、輸出に当たって同地域を經由して出荷されることを意味します。

7-7-8 規制対象地域で、外国産の原料を 100%使用して、CN コード該当品目を製造した場合、放射性物質検査の対象となりますか。

原料の 100%が外国産等の規制対象ではない地域産であり、加工の過程において放射性物質の影響を受けていない製品については放射性物質検査の対象ではありません。

7-7-9 放射性物質検査証明書について、ロットごとに証明書が必要ですか。

放射性物質検査証明書については、商品（種類、産地、原料、パッキングの形態等が同一のもの）ごとに個別の証明書が必要です。

7-7-10 輸出証明書が必要な第 3 地域（国）を經由し、EU 等向けに輸出される場合、第 3 地域（国）用と EU 等用の 2 つの輸出証明書の発行は可能ですか。

日本から出港する前に、第 3 地域（国）を經由し、EU 等向けに輸出が決まっている（若しくは、EU 等向けに輸出をする予定）のものについては、2 つの地域（国）への輸出証明書の発行は可能です。

ただし、その際には、EU 等向けの通常の申請書及び確認書類等に加え、第 3 地域（国）を經由する場合の輸出ルートなどの必要な情報を提出していただくことになります。

なお、第 3 地域（国）を通関後に加工・梱包等を行わず、日本から第 3 地域へ輸出したままの製品を、そのまま EU 等域内へ再輸出する場合は、EU 等向けの輸出証明書に「到着地（経由地）」と記載したものを発行することになりますが、輸出事業者が EU 等の相手国の税関当局に通関が可能か確認をした上で申請をお願いします。

7-8 アラブ首長国連邦（アブダビ、ドバイ）

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/arab_shoumei.html

7-8-1 アラブ首長国連邦（アブダビ、ドバイ）向けの食品・飼料等に対する規制内容はどのようになっていますか。

福島県産の水産物及び野生鳥獣肉について、指定検査機関が作成した検査報告書の提出を求められています。政府発行の輸出証明書は不要です。

7-8-2 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

アブダビ首長国及びドバイ首長国が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページ（国別ページ）に掲載のドバイ向け及びアブダビ向けの放射性物質検査機関一覧を確認してください。

7-8-3 検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。

商品名、検査結果（不検出の場合は検出限界等を含む）、検査実施日等が必要となります。

7-9 レバノン

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/lebanon_shoumei.html

7-9-1 レバノン向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

47 都道府県の動物産品及びその製品、植物産品及びその製品、動物性油脂・植物性油脂、殺虫剤、肥料、飼料について、指定検査機関が作成した検査報告書の提出を求められています。政府発行の輸出証明書は不要です。

7-9-2 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

レバノン政府が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページ（国別ページ）に掲載の「レバノン向けに輸出される食品等に係る放射性物質検査機関一覧」を確認してください。

7-10 エジプト

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/egypt_shoumei.html

7-10-1 エジプト向けに食品・飼料を輸出する場合にどのような規制がありますか。

規制対象地域・品目と要求される輸出証明書の種類は以下のとおりです。

地域	品目	輸出証明書の種類
福島、岩手、宮城、茨城、 栃木、群馬、千葉（7県）	水産物※	放射性物質検査証明書
上記7県以外		産地証明書
47都道府県	全ての食品、飼料 （水産物を除く）	

※水産物については、水産庁において輸出証明書を発行。

7-10-2 放射性物質検査証明を行う場合、検査報告書の添付が必要ですか。

検査報告書の添付が必要です。同報告書には、貨物のインボイス番号を記載する必要があります。

7-11 モロッコ

農林水産省ホームページ（国別ページ）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/morocco_shoumei.html

7-11-1 モロッコ向けに食品・飼料を輸出する場合にどのような規制がありますか。

宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野（13都県）の全ての食品・飼料について放射性物質検査証明書が必要です。

上記13都県以外の全ての食品・飼料については産地証明書が必要です。

7-11-2 輸出証明書の様式では、英語とフランス語が併記されていますが、フランス語で記載する必要がありますか。

英語で記載してください。

7-11-3 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

乳児用食品は、乳児用の飲食に供することを目的に販売しているものです。また、消費用液体とは、飲料製品のことです。

以上